

第4回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和6年3月1日(金) 午前9時02分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長	霜 鳥 榮 之	委 員	宮 崎 淳 一
副 委 員 長	渡 部 道 宏	〃	天 野 京 子
委 員	渡 邊 能 成	〃	阿 部 幸 夫
〃	葭 原 利 昌	〃	横 尾 祐 子

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長	関 根 正 明	副 議 長	小 嶋 正 彰
-----	---------	-------	---------

7 説 明 員 0名

8 事務局員 2名

事 務 局 長	阿 部 光 洋	庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴
---------	---------	---------	---------

9 件 名

○事件

- 1) 追加議案の提出に伴う議会運営について
- 2) 全員協議会報告事項（執行部側 3/1 本会議終了後）の1件追加
- 3) その他

○委員長（霜鳥榮之） おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。それでは、タブレットのサイドボックスのアプリをタップ願います。委員会ホルダの中の議会運営委員会ホルダをお開きください。その中の060301 議運レジメデータを開いてください。本日の議会運営委員会のレジメになります。この資料に基づいて進行しますので、よろしく願います。議長。

○議長（関根正明） おはようございます。きょうから22日までの長丁場になりますがよろしく願います。執行部から水道法改正に伴い、条例でもう一件、追加議案の提案をお願いしたいと話がありましたので、その取扱いについて審議をお願いしたいものです。また、本日、本会議終了後に開催される執行部側報告の全員協議会について、案件が一つ追加になりますので、ご承知おき願います。それでは審議のほう、よろしく願います。

1) 追加議案の提出に伴う議会運営について

○委員長（霜鳥榮之） それでは、レジメに従いまして進めますので願います。1) 追加議案の提出に伴う議会運営についてを議題といたします。①の追加議案と②の追加議案の審議日程及び審議方法について、一括して説

明を願います。局長。

○局長（阿部光洋） おはようございます。それでは、レジメに基づいて説明します。①追加議案についてですが、ここに掲載がありますとおり、条例が1件で、議案第28号、妙高市簡易水道条例の一部を改正する条例議定になります。内容は議案第26号の水道事業給水条例の一部改正と同様で、水道法の改正により所管省庁が厚生労働省から国土交通省へ移管することから、関係する条文を整理するため条例を一部改正したいものです。所管は上下水道局になります。次に②の追加議案の審議日程及び審議方法についてです。追加議案の上程のタイミングですが、本日の議事日程の最後に上程してもらい、審議していただきたいと存じます。レジメ3ページのほうをごらんください。本日の議事日程案となります。追加議案に対する議事日程は、四角で囲んであるように、日程第7として上程してもらうこととしたいと存じます。すいません、またレジメ1ページのほうへお戻りください。次に追加議案の審議方法です。初日即決の依頼などありませんので、通常どおり委員会に付託して審査していただきたいと存じます。ただし、会派代表の通告制による質疑についてはもう時間がありませんので、市長提案のあと、所管制限などのある質疑を行ない、委員会へ付託していただきたいと存じます。具体的には、産業厚生委員会に付託となりますので、本会議のほうでは、市長提案のあと、総務文教委員による、質疑のある方は一人3回までの質疑をおこなったのちに、産業厚生委員会に付託するというようお願いしたいと存じます。資料5ページのほうをごらんください。産業厚生委員会の付託案件等審査順序となります。産業厚生委員会では3月8日に⑤の上下水道局の欄の四角で囲った議案第26号のあとに審査してもらうこととなります。説明は以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま説明がありました。①の追加議案と、②の追加議案の審議日程及び審議方法について、何か皆さんございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） 特段ないようでございます。それではお諮りします。議案第28号の追加議案については、本日の議事日程の最後の日程第7で上程してもらい、市長提案のあと、総務文教委員による一人3回までの質疑をおこなったのちに、産業厚生委員会に付託することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、このように決定いたします。次に2）全員協議会報告事項を議題とします。説明を願います。事務局長。

○局長（阿部光洋） それでは、レジメ1ページの下段の2）全員協議会報告事項になります。本日、本会議終了後に、国保税の関係で執行部側報告の全協が予定されていますが、さらに1件追加の依頼がありました。内容は、令和6年度税制改正に伴う市税条例等の改正概要と対応についてで、令和6年度税制改正に伴い、個人市民税の定額減税、都市計画税の宅地等に係る負担調整措置の延長などが令和5年度末に改正される見込みなので、3月末に条例の一部改正を専決処分に対応したいということで説明があるものです。説明は以上です。

○委員長（霜鳥榮之） それではよろしく願いいたします。次に3）その他ですが、何かございますでしょうか。葭原委員。

○葭原委員（葭原利昌） 今回のきょうのこの提案もれですとか、先ほど総務課長おっしゃってました、昨日の正誤表の関係でいろいろと言ってましたけども、要するに議案提出の際には、なかなか十分な議案が提案できなかったということですね。非常に今回の主要事業の概要を見ても、非常に多くのちょっと誤りがあって、私はあれだけあるのは、ちょっとないと思ってるんです。そういう意味であれでしょうかね、議会としても何か申し入れたいか、なんか言うのってあるもんですか。すいません。

○委員長（霜鳥榮之） はい。確かに今回は異常といえるような修正ですね。いろいろバタバタしてるっていうのはあ

るんですけども議長どうですか。

○議長（関根正明） 皆さん、ここできちっと決めていただければ。決めていただければ、私のほうから、そういうような提言をしていきたいと思えます。

○委員長（霜鳥榮之） この件について皆さん、ご意見どうですか。

○宮崎委員（宮崎淳一） ある意味ちょっと異常なところという認識でおります。ただ、それがどういうふうに所管課或いは各課で、この上程されるその経緯、チェック体制とか、どういうふうになってるのか大変心配するところがございます。議会としてどのような提言と申しますか、申し入れをするのかというのはまた、議会運営委員会等々で申し入れる原案をしっかりと協議した上で対応するのがよろしいかと思えます。

○横尾委員（横尾祐子） おはようございます。少し前、以前にもそういうことはあったわけですが、今までちょっとそういう問題がなかったんですが、新年度のことで今後のこともありますので、やはり今、議長のほうから言っていた方がいいかと思えます。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も以前からもですね、この場で指摘もありました。従いましてきちっと議長のほうから、こういう間違いと、それから、もう少し早めに議案含めていろいろ出してもらうような形で、十分な審議（チェック）含めて、対応ができるような形になるように、議長のほうから言っていただければというふうには私は思っています。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 早めの対応っていうのは告示絡みがありまして、そこを乗り越えてってことになる、また議会のほうも、条例そのものの絡みも出てくるっていうのがありますんで、それはそれとしてなんです。異常は異常というふうには、これ誰しもとらえているかと思えます。おそらく、私、適当に個人的な判断なんです。今回タブレットに切り換えされたっていう形の中で、紙ベースの問題との絡みで、見落としっていうパターンもあったんだろうというふうには思いますが。だからそれでいいっていう、そういう意味合いではありませんので、注意喚起っていうことでもって一言言っというパターンくらいでどうだろうかとは私は思うんですけども、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時13分

【休憩中】

- ・委員長…傍聴してる議員の皆さんのほうで何かありますか。
- ・宮澤議員…この件は葭原さんと同じ認識だけど、昔はね、昔のことを言ったら霜鳥委員長もよくわかってると思うんですけども。やはり、相当緊張感をもってやっておられたと思うんですよ。だからその紙ベースだろうが、タブレットだろうが、それ以前に緊張感の問題だと思うんで、やはりそれは、議会側として強く、私は言っとくことは言っておかなきゃいけないんじゃないかなと思えます。
- ・委員長…他にどうですか。

〔「なし」〕

再開 午前9時14分

○委員長（霜鳥榮之） 休憩を解いて会議を続けます。皆さんのご意見が以上のような形になっていますので、議長のほうから一言、申し述べさせていただくという形でもって対応していきたいというふうには思えます。その他

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（霜鳥榮之） はい特段ないようでございますので、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

閉会 午前9時14分

議会運営委員会委員長	
------------	--